

雇用ニュース

2017年7月



ひたちサンドアートフェスティバル（日立市）フィナーレを飾る劇場型花火大会
「日立市観光物産課」より

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ おもな内容 －

・ 県内の雇用情勢	2
・ 平成29年度大好きいばらき就職面接会（前期）を開催しました	3
・ 新規学校卒業予定者等の正社員就職を！～県内経済4団体に協力要請～	3
・ 平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります	4
・ 障害者の方を対象とした就職面接会を開催いたします！	5
・ 身体障害者補助犬民間事業所の受け入れ義務化要件が拡大！	5
・ 平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします	6
・ 平成29年10月より育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されます	7
・ 茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

有効求人倍率 1.46倍

「雇用情勢は、改善が進んでいます」

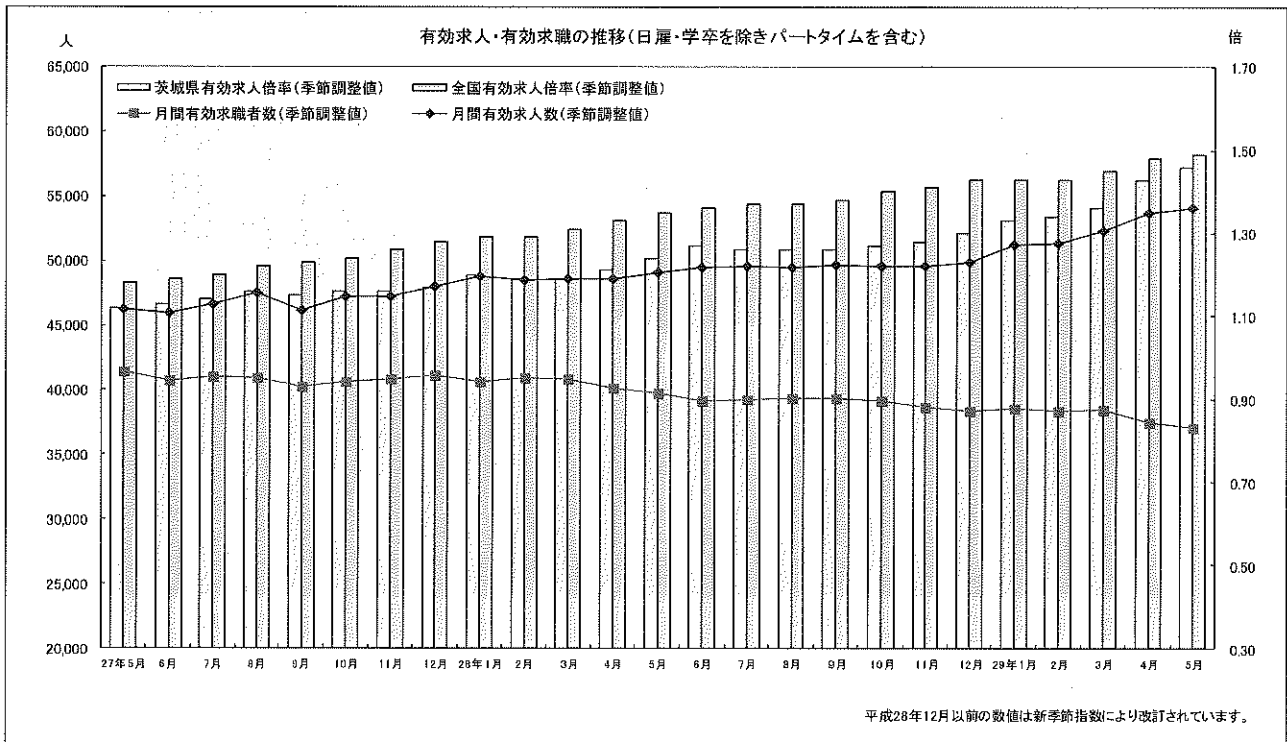
1 概況

5月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は17,794人で、前年同月と比較して7.8%増と7か月連続で増加しました。雇用形態別では、パートタイムを除く常用の求人は前年同月比5.4%の増加、常用的パートタイムの求人は、同7.1%の増加となりました。新規求職申込件数は10,109件で前年同月比3.4%の減少となり、雇用形態別でみるとパートタイムを除く常用は同5.0%の減少、常用的パートタイムは同0.4%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者の若年求職者（34歳以下）は同8.0%の減少となり、高年齢求職者（60歳以上）は同2.3%の増加となりました。

有効求人数（原数値）は、51,853人で前年同月比は10.6%増と19か月連続で増加しました。

一方、有効求職者数（原数値）は40,014人で同6.2%減と、46か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は1.46倍（季節調整値）で、前月を0.03ポイント上回りました。なお、原数値は1.30倍と前年同月を0.20ポイント上回りました。



2 新規求人の動き

新規求人数は17,794人となり、前年同月比で7.8%増と7か月連続で増加しました。

産業別にみると、「学術研究、専門・技術サービス業」（前年同月比27.9%増）、「卸売業・小売業」（同18.0%増）、「生活関連サービス業、娯楽業」（同17.7%増）などで増加となりましたが、「情報通信業」（前年同月比29.1%減）、「宿泊業、飲食サービス業」（同16.8%減）などでは減少となりました。

規模別でみると、1,000人以上（前年同月比5.6%増）、500～999人（同8.3%減）、300～499人（同1.5%減）、100～299人（同1.0%減）、30～99人（同2.2%増）、29人以下（同11.9%増）となりました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比5.4%の増加となり、常用的パートタイムは同7.1%の増加となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は3,037件となり、前年同月比で3.7%増と8か月ぶりに増加しました。また、新規求職申込件数に占める割合は30.0%で、前年同月（28.0%）を2.0ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は7,664人と、前年同月比で10.0%減と44か月連続で減少しました。雇用保険被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は427人で、資格喪失者の割合では4.1%（前年同月5.0%）となり、事業主都合離職者数では前年同月比13.2%の減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職申込件数は10,109件となり、前年同月比で3.4%減と8か月連続で減少しました。

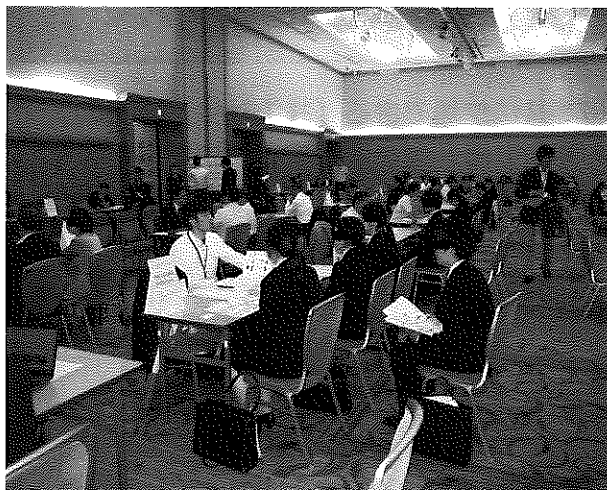
雇用形態別の割合では、一般求職者は64.2%（前年同月65.4%）と1.2ポイント下回り、数では前年同月比で5.3%の減少となりました。

一方、パートタイム求職者は、割合で35.8%（前年同月34.6%）と1.2ポイント上回り、数では前年同月比で0.1%の増加となりました。

また、パートタイムを含む常用求職者で見ると、新規求職申込件数10,045人のうち34歳以下の若年者の占める割合は32.4%で3,250人、同じく、パートタイムを含む常用求職者のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は19.0%で1,913人となりました。

平成29年度 大好きいばらき就職面接会

(前期) を開催しました



水戸会場の様子

茨城労働局は、水戸市及び土浦市の協力を得て、茨城県と茨城県雇用対策協定に基づく「大好きいばらき就職面接会」(前期)を開催しました。

平成30年3月大学院、大学、短大、専修学校等卒業見込みの就職希望者や既卒未就職者が対象で、県内2会場全体の参加状況は、参加企業数329社、参加学生数のべ314人となりました。

水戸会場(7/3)

土浦会場(6/26)

参加企業数 195 社

参加企業数 134 社

参加学生数のべ 226 人

参加学生数のべ 88 人

新規学校卒業予定者等の正社員就職を！

～県内経済4団体に協力要請～

茨城労働局は、茨城県雇用対策協定に基づき、小野寺県教育長及び鈴木県商工労働観光部長とともに、6月27日(火)10時より茨城県経営者協会役員室において、県内経済4団体に対し、新規学校卒業予定者等の正社員就職及び青少年の雇用機会確保等について要請を行いました。

【要請内容】

○新規学校卒業予定者等の正社員就職

景気の回復基調から新規学卒者向けの求人数の増加等により、平成29年3月末現在における平成29年3月卒業の新規高等学校卒業者の就職内定率は99.3%と、前年同月(99.1%)に引き続き99%台の水準となり、就職環境は改善しております。

しかしながら、就職が決まらないまま高校、大学等を卒業した者が依然として存在している状況にあることから、平成30年3月卒業予定の新規学卒者及び既卒者の就職に資するため、良質な求人確保が必要となっております。

○青少年の雇用機会確保等

進路未決定のまま卒業する者や一時的な仕事に就くいわゆるフリーター、さらには、せっかく就職してもすぐ辞めてしまう早期離職者など、若者の就業をめぐる課題が大きな社会問題となっております。

このため、「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣の定めた「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に従い、労働条件の明示、青少年雇用情報の提供、及び卒業後3年以内既卒者の新卒扱い等の普及について取り組みを進め、正社員就職に向けた支援及び雇用機会の拡大に努めているところです。

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

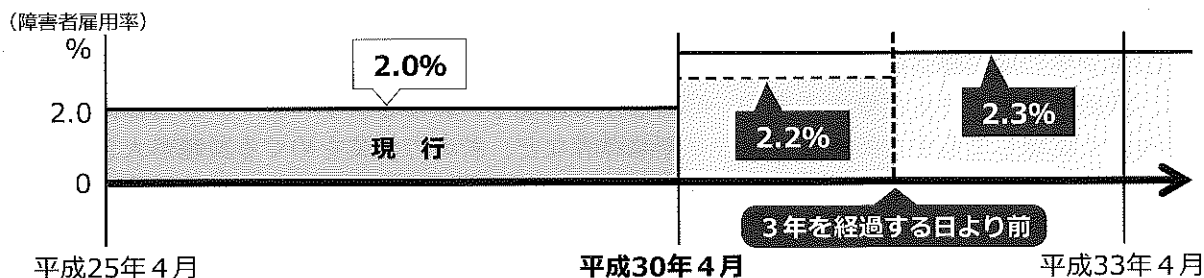
②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01

障害者の方を対象とした 就職面接会を開催いたします！

事業主の皆様と障害のある方が一堂に会し、お互いに理解を深めつつ面接を行い、就職機会の拡大を図ることを目的として、今年度におきましても、県内13カ所のハローワーク（公共職業安定所）を中心に、下記の5会場にて「障害者就職面接会（前期）」を開催いたします。

地区別	開催日時	開催場所	関係ハローワーク
県南地区	9月20日（水） 13:00～15:30（受付12:30～）	県南会場 ホテルグランド東雲（つくば市小野崎488-1）	土浦 常総 石岡 龍ケ崎
鹿行地区	9月21日（木） 13:00～15:30（受付12:30～）	鹿行会場 鹿島セントラルホテル（神栖市大野原4-7-11）	常陸鹿嶋
県北地区	9月26日（火） 13:00～15:30（受付12:30～）	県北会場 国民宿舎「鶉の岬」（日立市十王町伊師640）	日立 高萩
県央地区	9月28日（木） 13:00～15:30（受付12:30～）	県央会場 ホテルレイクビュー水戸（水戸市宮町1-6-1）	水戸 笠間 常陸大宮
県西地区	9月29日（金） 13:00～15:30（受付12:30～）	県西会場 結城市民情報センター（結城市国府町1-1-1）	筑西 下妻 古河 常総

※お問い合わせについては、最寄りのハローワーク又は茨城労働局職業安定部職業対策課（TEL029-224-6219）まで

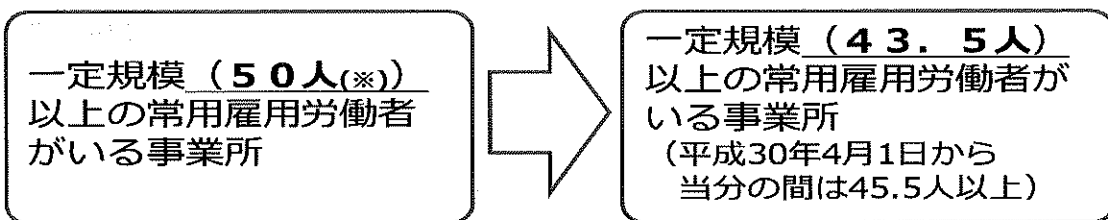


民間事業所の受け入れ義務化要件が拡大！



身体障害者補助犬法では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づく法定雇用率によって算出した、一定規模以上の常用雇用労働者がいる事業所は、その事業所に勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならないこととされています。

今回、法定雇用率の見直しが行われたことに伴い、平成30年4月1日から、受け入れ義務化の要件である「一定規模以上」の基準が下記のように改正されます



※ 民間事業所の法定雇用率を、2.0%から2.3%に改定。ただし、平成30年4月1日から当分の間は2.2%

身体障害者補助犬とは



※身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。



厚生労働省 くわしくはホームページ

ほじょ犬

検索

事業主のみなさん

働くみなさん

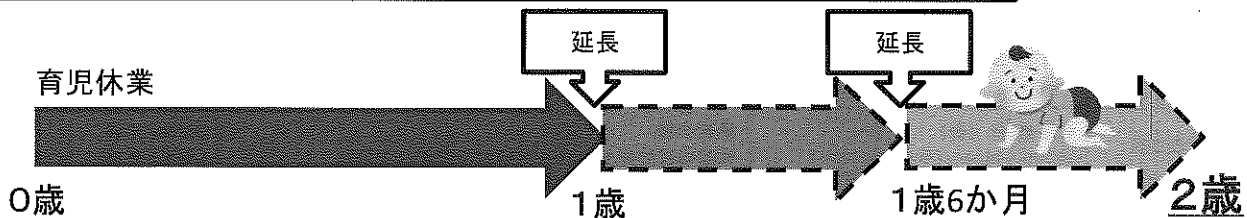
保育園などに入れない場合

2歳まで育児休業が取れるようになります!

～ 平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします ～

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐため、育児・介護休業法が変わります。またさらに、育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めます。

改正内容①：最長2歳まで育児休業の再延長が可能に



- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで再延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。(詳細はハローワークまで)

改正内容②：子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

事業主は、働く方やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、その方に個別に育児休業等に関する制度(育児休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

育児休業中
はね・・・

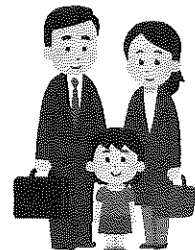


改正内容③：育児目的休暇の導入を促進

未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。

(育児目的休暇の例)

配偶者出産休暇、ファミリーフレンドリー休暇、子の行事参加のための休暇など



各制度の詳細な内容については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>)でご確認ください。

育児・介護休業法に関するお問い合わせは、茨城労働局雇用環境・均等室
(TEL029-277-8295)まで。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

平成29年10月より育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されます

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

1 改正内容

育児休業給付金は、原則1歳に達する日前までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。

これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できましたが、**さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになります。**

子が2歳に達する日前まで支給対象期間を延長するには、子が1歳6か月に達する日の翌日において保育所等における保育の実施が行われないなどの理由に該当することが必要になるため、子が1歳に達する日の翌日において該当した延長理由に関わらず、改めて確認書類の提出が必要となることにご留意ください。

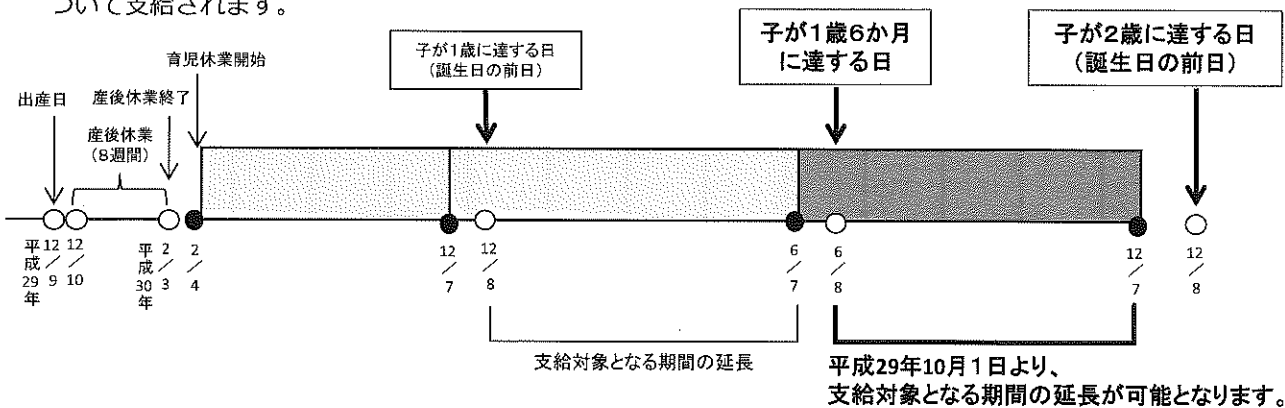
(※) 延長理由や提出していただく確認書類の詳細については、ハローワークへお問い合わせください。

なお、今回の改正は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象となります（=子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に対象となります。）。

(注) 期間雇用者の方は、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が2歳までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

例) 支給対象となる期間の延長を2回言い、子が2歳に達する日前まで育児休業を行った場合

(注) 育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630保01

茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
26年度月平均	17,004	3,552	13,285	11,079	4,048	1,722	46,385	43,022	3,677	8,943
27年度月平均	17,174	3,476	13,550	10,532	3,706	1,743	47,401	40,969	3,474	8,478
28年度月平均	18,066	3,686	14,218	9,841	3,329	1,695	50,009	39,075	3,304	7,934
28年4月	17,446	3,365	13,977	12,635	4,008	2,903	48,525	43,298	3,666	7,383
5	16,502	3,331	13,019	10,464	3,534	1,870	46,895	42,654	3,477	8,519
6	16,844	3,486	13,219	9,938	3,363	1,709	47,240	41,053	3,499	8,873
7	17,776	3,707	13,940	9,055	3,194	1,460	47,331	39,765	3,039	8,563
8	17,394	3,397	13,859	9,226	3,300	1,352	48,055	39,182	2,953	9,276
9	18,463	4,191	14,083	10,183	3,513	1,482	50,207	39,452	3,412	8,691
10	19,003	3,838	14,969	9,908	3,350	1,745	51,087	39,398	3,384	7,935
11	17,150	3,511	13,460	8,114	2,780	1,391	50,325	37,487	3,054	7,834
12	15,822	3,213	12,462	6,841	2,315	1,116	48,369	34,269	2,713	7,268
29年1月	21,349	4,212	16,967	10,441	3,550	1,766	51,102	35,116	2,668	7,061
2	20,306	4,012	16,122	10,391	3,440	1,682	54,542	37,379	3,236	6,884
3	18,739	3,971	14,543	10,892	3,605	1,862	56,424	39,844	4,550	6,922
29年4月	19,578	3,973	15,475	11,756	3,621	2,747	53,675	40,562	3,660	6,466
5	17,794	3,795	13,809	10,109	3,250	1,913	51,853	40,014	3,393	7,664
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
30年1月										
2										
3										

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
26年度月平均	1.54	1.69	1.08	1.11	12.2	3.6	▲ 3.5	▲ 5.7	▲ 3.3	▲ 5.3	▲ 15.6	▲ 11.4	233	3.5
27年度月平均	1.62	1.86	1.16	1.23	1.0	3.5	▲ 4.9	▲ 4.8	▲ 5.5	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 7.6	218	3.3
28年度月平均	1.84	2.08	1.28	1.39	5.2	5.3	▲ 6.6	▲ 5.9	▲ 4.9	▲ 5.0	▲ 6.4	▲ 8.0	203	3.0
28年4月	1.80	2.04	1.21	1.33	5.0	3.9	▲ 10.0	▲ 11.0	▲ 18.2	▲ 10.2	▲ 3.8	▲ 8.9	224	3.2
5	1.77	2.06	1.24	1.35	9.3	10.3	▲ 0.4	▲ 1.3	▲ 1.8	▲ 2.3	▲ 1.4	▲ 5.5	216	3.2
6	1.78	2.03	1.27	1.36	2.8	5.7	▲ 9.1	▲ 7.8	▲ 5.8	▲ 6.3	▲ 2.5	▲ 7.5	210	3.1
7	1.80	2.03	1.26	1.37	1.3	▲ 1.1	▲ 11.5	▲ 10.9	▲ 13.8	▲ 1.6	▲ 7.5	▲ 10.5	203	3.0
8	1.79	2.07	1.26	1.37	2.9	8.8	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 3.7	212	3.1
9	1.84	2.10	1.26	1.38	17.8	9.1	0.9	▲ 3.2	1.7	▲ 2.6	▲ 4.3	▲ 8.0	204	3.0
10	1.83	2.11	1.27	1.40	▲ 3.1	▲ 1.1	▲ 11.1	▲ 11.1	▲ 1.3	▲ 8.5	▲ 6.9	▲ 9.3	195	3.0
11	1.90	2.15	1.28	1.41	4.5	7.7	▲ 6.6	▲ 2.1	3.7	▲ 3.3	▲ 7.3	▲ 7.9	197	3.1
12	1.89	2.19	1.30	1.43	5.5	7.8	▲ 11.5	▲ 7.2	▲ 1.4	▲ 5.0	▲ 10.2	▲ 9.3	193	3.1
29年1月	1.96	2.13	1.33	1.43	5.4	3.6	▲ 1.1	▲ 0.6	▲ 4.2	▲ 2.7	▲ 12.0	▲ 8.6	197	3.0
2	1.88	2.12	1.34	1.43	7.1	4.9	▲ 10.0	▲ 7.7	▲ 4.2	▲ 2.8	▲ 11.7	▲ 9.5	188	2.8
3	1.93	2.13	1.36	1.45	6.3	6.5	▲ 6.1	▲ 3.5	▲ 4.6	▲ 2.0	▲ 11.5	▲ 7.7	188	2.8
29年4月	2.13	2.13	1.43	1.48	12.2	3.2	▲ 7.0	▲ 4.5	▲ 0.2	▲ 4.6	▲ 12.4	▲ 8.5	197	2.8
5	2.04	2.31	1.46	1.49	7.8	6.9	▲ 3.4	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.2	▲ 10.0	▲ 3.7	210	3.1
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
30年1月														
2														
3														

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数の「うち若年者」とは34歳以下の者、「うち高齢者」とは60歳以上の者で、パートを含む常用。
 3. ▲印は減少を示す。
 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
 5. 平成28年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。